

「交付目論見書の作成に関する規則」等の一部改正案に対する意見

提出日 平成 25 年 1 月 11 日

【ご意見】

規則等	該当箇所	ご意見
2. 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	第3条第1号① 通貨選択型投資信託等の仕組みを図示したイメージ図例における用語について、「ヘッジ対象通貨」を「取引対象通貨」に、「為替ヘッジ取引」を「為替取引」に改める。	当団体に会員より通貨選択型投資信託の販売に関する情報提供があり、2012年2月交付目論見書の調査を開始しました。その結果、為替ヘッジ取引等の文言の使用実態について、属性区分における用法との不整合をはじめ、為替リスクの大きな商品であるにもかかわらず、為替リスクが少ないと誤認させる問題点があることが判明し、各社への問い合わせをおこないました。各社からの回答も含め検討を重ねた結果、各交付目論見書における為替ヘッジ取引等の使用は景品表示法に反し不当と思われる点があるとの結論に至り、2012年10月30日付で為替ヘッジ取引等の表現の変更を求める申入書を委託会社各社に送付しました。 これに対し、各社から2012年11月末に表示を変更する旨の回答があり、それに続いて、12月14日付けにて、貴会より、為替ヘッジ取引を為替取引に変更する等、本件の改正案が公表されました。これは、当初は個別の会社への要請であったものが、業界全体の問題として受け入れられ、その結果、業界を挙げた自発的な取組みにつながったものと考えております。 貴会の改正案の内容は、当団体が、委託会社各社に申し入れた趣旨に沿うものであるため、当団体としては、賛成の意見を表明いたします。今回の改正によって、一般消費者による自主的かつ合理的な選択機会が確保されるとともに、公正な競争条件の確保による業界全体の健全な発展がなされることを期待しています。
1. 交付目論見書の作成に関する規則	第3条第2項 「為替ヘッジプレミアム」を「為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）」と改める。	交付目論見書の作成に関する規則で用いられた表現は、そのまま各委託会社の目論見書に記載される傾向にあります。従って、ここで示される表現は、委託会社を規律するにとどまらず、最終的には、そのまま消費者の目に触れる性質であることに留意する必要があります。 一般に、収益の源泉は、リスクに対する対価、すなわちリスクプレミアムに求められます。一般消費者が自主的かつ合理的に商品を選択するためには、収益の源泉の裏側にある、リスクが明瞭に示されていることが望ましい、と考えます。 為替取引についてみると、為替取引によるプレミアムの裏側には、それに対応するリスクが存在します。それに関わらず、それを意味付けるカッコ書きには、単に金利差相当分の収益という記載がなされているに過ぎず、リスクが明瞭に示されているとはいえません。 従いまして、一般消費者が、為替取引によるプレミアムの裏側に、それに対応するリスクが存在することを明瞭に示すような工夫を盛り込んでいただくよう、要望いたします。
2. 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	第3条第1号① 通貨選択型投資信託等の仕組みを図示したイメージ図例における用語について、「ヘッジ対象通貨」を「取引対象通貨」に、「為替ヘッジ取引」を「為替取引」に改める。	今回の改正では、第2条では、属性区分の留意事項に、属性区分における「為替ヘッジ」の定義規定が記載されることになっています。 これに対し、イメージ図で用いられている「為替取引」については、定義規定がありません。従いまして、イメージ図の下部などに留意事項を記載する欄を設けて、為替取引に関する定義規定をおくことを要望いたします。 その際、一般消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するよう、抽象的な表現ではなく、為替リスクとの関係が明瞭に分かるような、実質的な意味付けをおこなう定義とする配慮をしていただくよう要望いたします。
2. 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則	第3条第1号② 通貨選択型投資信託等のリスク・リターンを図示したイメージ図例における用語について、「ヘッジプレミアムの発生」を「プレミアム（金利差相当分の収益）別紙12の発生」に、「ヘッジコストの発生」を「コスト（金利差相当分の費用）の発生」に改める。	交付目論見書の作成に関する規則、第3条第2項と同様の理由から、イメージ図の下部などに留意事項を記載する欄を設けて、一般消費者が、為替取引によるプレミアムの裏側に、それに対応するリスクが存在することを明瞭に示すような工夫を盛り込んでいただくよう、要望いたします。